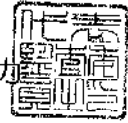


幸田町監査公示第3号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和3年度財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年7月12日

幸田町監査委員 山下



幸田町監査委員 水野千代子



記

- 1 監査の種別 財政援助団体等監査
2 監査年月日 令和3年6月21日

3 監査の対象団体名、補助金名等、補助金額及び担当課 単位:千円

団体名	補助金名等	補助金額	担当課
幸田町畜産組合	幸田町産業振興事業補助金 (畜産組合運営事業・優良家畜導入事業)	1,235	環境経済部 産業振興課
幸田町4Hクラブ	幸田町産業振興事業補助金 (農業後継者育成事業)	49	環境経済部 産業振興課
社会福祉法人愛恵協会	幸田町障害者地域活動支援センター指定管理	17,000	健康福祉部 福祉課
幸田町老人クラブ連合会	幸田町社会福祉団体活動促進補助金	2,363	健康福祉部 福祉課

- 4 監査対象とした事項 令和2年度執行補助金等の交付事務及び補助事業の執行状況、補助効果を主眼に監査した。
- 5 監査の実施内容等 幸田町監査基準に基づき、補助金等の交付関係書類及び監査調書について、あらかじめ担当課から提出を求め、補助金等の事務が関係法令に準拠し、かつ、適正に執行されているか等について幸田町監査実施着眼点にある監査項目を町担当職員等から説明を聴取し監査を実施した。
- 6 監査の結果 適正と認める。

補助金等の交付については、町担当職員等から関係書類について説明を受けた結果、補助金交付要綱等に照らして、適正に交付されたものと認める。